

表1 重要インフラ包括法の草案が規定する重要インフラ（注）

草案4条1項	エネルギー、交通運輸、金融・保険、医療・保健、上下水道や排水、食料、情報通信、宇宙、ゴミ処理
--------	--

（注）具体的な適用対象組織は今後制定される施行規則で定められる。

（出所）重要インフラ包括法の草案を基にジェトロ作成

表2 NIS2指令を国内法化するための法律の草案での適用対象範囲（注1）

区分（注2）	産業・業種
重要性が高い産業分野で活動する組織 （草案28条1項と付属表1）	エネルギー、交通運輸、金融・保険、医療・保健、上下水道や排水、情報通信、宇宙の分野および重要インフラ（注3）の運営など
その他の重要な産業分野で活動する組織 （同28条2項と付属表2）	交通運輸（郵便・宅配）、ゴミ処理、化学品の製造販売、食料品の製造販売、特定製品の製造（医薬品、コンピュータ、光学製品、機械、自動車・自動車部品など）、デジタルサービス、研究の分野など

（注1）従業員数や年間売上高などの基準も規定される予定。

（注2）区分ごとに課される義務が異なる。

（注3）重要インフラは、エネルギー、交通運輸、金融・保険、医療・保健、上下水道や排水、情報通信、宇宙、ゴミ処理の分野のもの（草案28条6項）。

（出所）NIS2指令を国内法化するための法律の草案を基にジェトロ作成